

## 生活保護受給者の住宅改修手続きの流れ

※受領委任払い（自己負担1割）のケース

## 生活支援課（地下1F）

## ①生活保護変更の申請（担当ケースワーカーへ相談）

- ・保護変更届
- ・工事費内訳書
- ・住宅改修箇所見取図
- ・住宅改修承諾書  
（本人以外所有の場合）
- ・委任状  
（本人・家族以外の申請の場合）

※申請後は請求書が郵送されるので確認

## 介護保険課（6F）

## ②事前承認申請

- ・住宅改修前承認申請書
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・工事費内訳書
- ・住宅改修箇所見取図
- ・住宅改修承諾書（本人以外所有の場合）
- ・委任状（本人・家族以外の申請の場合）

## ③事前承認決定通知書の確認

## ④工事

## ⑤工事完了の確認

- ・住宅改修費支給申請書
  - ・改修前後の状態を確認できる書類（日付入写真）
  - ・受領委任払い用請求書
  - ・受領委任払い用委任状
  - ・委任状（本人・家族以外の申請の場合）
- ※領収書は除く

※介護保険課担当職員による合議

## ⑥請求書の提出

## ⑦住宅改修費の支給（改修費用の1割）

## ⑧支給申請書の提出

- ・住宅改修費支給申請書
- ・領収書
- ・改修前後の状態を確認できる書類（日付入写真）
- ・受領委任払い用請求書
- ・受領委任払い用委任状
- ・委任状（本人・家族以外の申請の場合）

## ⑨住宅改修費の支給（改修費用の9割）